

## 計算書類に対する注記(法人全体用)

1. 継続事業の前提に関する注記  
該当なし

## 2. 重要な会計方針

## (1) たな卸資産の評価基準及び評価方法

- ・商品、原材料及び貯蔵品  
最終仕入原価法による原価法によっている。
- ・製品及び仕掛品  
売価還元原価法による原価法によっている。

## (2) 固定資産の減価償却の方法

- ・有形固定資産、無形固定資産  
定額法によっている。
- ・リース資産  
所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。  
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。
- ・長期前払費用  
定額法によっている。

## (3) 引当金の計上基準

- ・退職給付引当金  
職員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上している。
- ・賞与引当金  
職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期に帰属する額を計上している。

## (4) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっている。

## 3. 重要な会計方針の変更

該当なし

## 4. 法人で採用する退職給付制度

退職給付制度は、独立行政法人福祉医療機構の社会福祉施設職員等退職手当共済制度及び、静岡県社会福祉事業共済会の退職共済制度によっている。

5. 法人が作成する計算書類と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する計算書類は以下のとおりになっている。

- (1) 法人全体の計算書類（第一号第一様式、第二号第一様式、第三号第一様式）
- (2) 事業区分別内訳表（第一号第二様式、第二号第二様式、第三号第二様式）  
当法人では、事業区分が社会福祉事業のみのため、作成を省略する。
- (3) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表（第一号第三様式、第二号第三様式、第三号第三様式）
- (4) 公益事業における拠点区分別内訳表（第一号第三様式、第二号第三様式、第三号第三様式）  
当法人では、公益事業を実施していないため作成していない。
- (5) 収益事業における拠点区分別内訳表（第一号第三様式、第二号第三様式、第三号第三様式）  
当法人では、収益事業を実施していないため作成していない。
- (6) 各拠点区分におけるサービス区分の内容
  - ①法人本部拠点区分
    - ア 法人本部
    - イ きぼう青年学級
    - ウ 地域公益事業
    - エ グループホーム基盤整備事業
    - オ 生活介護基盤整備事業
  - ②沼津のぞみの里拠点区分
    - ア 施設入所支援
    - イ 生活介護
    - ウ 短期入所
    - エ 地域生活支援
  - ③こげら拠点区分
    - ア 特定相談事業
    - イ 児童相談事業
    - ウ 県・市等委託事業
  - ④沼津のぞみの園拠点区分
    - ア 生活介護
    - イ 地域生活支援
  - ⑤のぞみの家拠点区分
    - ア 共同生活援助（グループホーム）
  - ⑥沼津市立あしたか学園拠点区分
    - ア 障害児入所支援
    - イ 短期入所
    - ウ 地域生活支援
  - ⑦いずみ拠点区分
    - ア 生活介護
    - イ 地域生活支援
  - ⑧ビーンズ拠点区分
    - ア 生活介護
    - イ 地域生活支援
  - ⑨エンゼルらんぶ拠点区分
    - ア 就労継続支援B型
    - イ 生活介護
  - ⑩ミルキューウェイ拠点区分
    - ア 生活介護
    - イ 児童発達支援
    - ウ 放課後等デイサービス
    - エ 地域生活支援
  - ⑪こころみファーム拠点区分
    - ア 就労継続支援B型
  - ⑫伊豆の国市児童発達支援センター拠点区分
    - ア 児童発達支援
    - イ 放課後等デイサービス
    - ウ 保育所等訪問支援
    - エ 発達障害巡回相談
    - オ 親子療育教室
    - カ 地域生活支援
  - ⑬なのはな相談室
    - ア 特定相談事業
    - イ 児童相談事業
    - ウ 県・市等委託事業

6. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位:円)

| 基本財産の種類 | 前期末残高         | 当期増加額 | 当期減少額      | 当期末残高         |
|---------|---------------|-------|------------|---------------|
| 土地      | 295,934,505   | 0     | 0          | 295,934,505   |
| 建物      | 950,109,275   | 0     | 35,434,491 | 914,674,784   |
| 定期預金    | 1,000,000     | 0     | 0          | 1,000,000     |
| 合計      | 1,247,043,780 | 0     | 35,434,491 | 1,211,609,289 |

7. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し  
該当なし

8. 担保に供している資産

担保に供されている資産は、以下のとおりである。

|          |              |
|----------|--------------|
| 土地（基本財産） | 62,042,611円  |
| 建物（基本財産） | 545,524,407円 |

計 607,567,018円

担保に供している債務の種類および金額は、以下のとおりである。

|                        |              |
|------------------------|--------------|
| 設備資金借入金（1年以内返済予定額含を含む） | 115,740,000円 |
|------------------------|--------------|

計 115,740,000円

9. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位:円)

|          | 取得価額          | 減価償却累計額     | 当期末残高         |
|----------|---------------|-------------|---------------|
| 基本財産     |               |             |               |
| 建物       | 1,422,517,519 | 507,842,735 | 914,674,784   |
| 小計       | 1,422,517,519 | 507,842,735 | 914,674,784   |
| その他の固定資産 |               |             |               |
| 建物       | 76,947,923    | 25,725,862  | 51,222,061    |
| 構築物      | 47,146,728    | 29,831,290  | 17,315,438    |
| 機械及び装置   | 16,861,020    | 12,231,069  | 4,629,951     |
| 車輛運搬具    | 110,044,005   | 89,118,334  | 20,925,671    |
| 器具及び備品   | 104,350,051   | 88,549,170  | 15,800,881    |
| 有形リース資産  | 14,459,760    | 7,575,400   | 6,884,360     |
| ソフトウェア   | 4,881,651     | 4,871,234   | 10,417        |
| 小計       | 374,691,138   | 257,902,359 | 116,788,779   |
| 合計       | 1,797,208,657 | 765,745,094 | 1,031,463,563 |

10. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位:円)

|       | 債権額         | 徴収不能引当金の当期末残高 | 債権の当期末残高    |
|-------|-------------|---------------|-------------|
| 事業未収金 | 158,783,195 | 0             | 158,783,195 |
| 未収金   | 7,125,041   | 0             | 7,125,041   |
| 合計    | 165,908,236 | 0             | 165,908,236 |

11. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

12. 関連当事者との取引の内容

該当なし

13. 重要な偶発債務

該当なし

14. 重要な後発事象

該当なし

15. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし